

広報

し
ら
べ

No.224

昭和47年2月1日

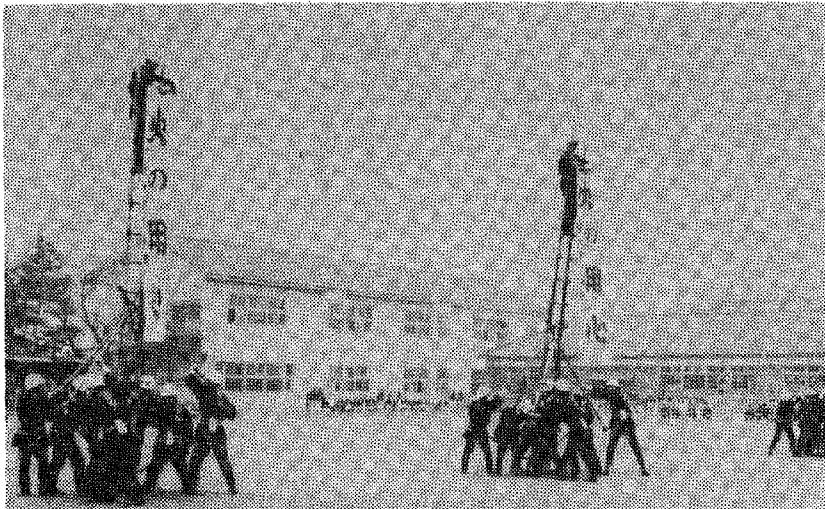
発行・幸田町 編集・企画室

印刷・あいち印刷

人口動態
(昭和47年1月1日現在)

総人口	20,960人
内 (男)	9,876人
内 (女)	11,084人
世帯数	4,429戸
12月中の移動	
出生	36人
死亡	9人
転入	103人
転出	138人
(男)	17人
(女)	19人
(男)	5人
(女)	4人
(男)	46人
(女)	57人
(男)	39人
(女)	99人

火を使う人ならできる 火の始末



煙の中で
行動の自由がきく
のは 2分から3
分です

火よりも煙が危い



春の火災予防週間

2月29日～3月13日

国旗を立てましょう

建国記念日

2月11日

火災シーズン

農地の固定資産税課税上における評価については、他の要素を考慮せず農地としての取引価格を基礎として決められているため宅地の評価額に比べて非常に低く、その上、農地の固定資産税額は昭和38年度の水準に据え置かれているので都市近郊においては、農地とこれに隣接する宅地との間の固定資産税負担に著しい不均衡が生じています。

こうした状態は、課税の公平を大きくさまたげているだけでなく、土地政策の上からも問題であるとの指摘がなされ、とくに昭和44年7月から新都市計画法が施行され、都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域とに分かれたことにより、市街化区域内の農地は届出さえすれば自由に宅地転用できることになったため市街化区域内の農地については、宅地なみに課税を行なうべきであるとの意見が強くあり、これにより昨年3月地方税法が改正され、本町も、これに基づき町税条例の一部改正を行ない、市街化区域内の農地を宅地なみに課税とすることにされました。

その骨子は――

- ①市街化区域内の農地については、近傍宅地に準じた評価を行なう。
 - ②新評価額（①により評価した価額）と市街化区域内の宅地平均価額との相対関係等により市街化区域内の農地を3グループに区分し、それぞれの区分に応じて3年乃至9年の税負担激変緩和措置を講じる。
 - ③激変緩和措置の終了後は、宅地と同様な課税をする。

となっています。以下この制度のあらましをご説明します。（税務課）

固定資産税・都市計画税

C 農地
3.3
 m^2 1万円未満)
は51年度から

市街化区域内 農地の評価

市街化区域内農地の固定資産税の課税標準となるべく価額(いわゆる固定資産税評価額)は、当該市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税評価額に比準すべき価額によって定められることになつております。具体的な評価方法は、自治大臣の定める固定資産評価基準によりますが、類似宅地の比準価額から宅地転用に必要な造成費を控除したものとされています。

設されている宅地に隣接する市衛化区域農地は、他に特別な状況の違ひのないかぎり一万円の価額がつけられます。（この価額を「基本価額」といいます）この土地の宅地転用に要する造成経費が二千円（評価基準による造成費）の場合の新評価額は、八千円となります。

なお、「状況が類似する」とは道路の状況公共施設への距離、家屋の疎密等を総合的に判断して、
その状況
が類似し
て、るこ
とになります。

△ 市街化区域内

△ 農地の区分

なお、「状況が類似する」とは道路の状況
公共施設への距離、家屋の疎密等を総合的に
判断して
その状況
が類似し
ているこ
とをいい
農地の区分
市街化区域内
なみ課税を行なうに当つては市街

昭和四十六年度における本町の市街化区域内の農地の平均価額は五、〇九七円（昭和四十七年一月一日現在においては、地目変換等により多少の相違が見込まれる）であります。前記の農地グループに区分すると

の市街化区域内の宅地平均価額類の二分の一未満の農地（単位評価額が五万円以上のものを除く）および単位評価額が一万円未満の農地

なお、本町の場合、市街化区域内の農地が約四、八〇〇筆、五三八、〇〇〇坪程度あり、最高約一、九〇〇円、最低約六〇〇円の評価が予想されます。

昭和四十六年度における本町の

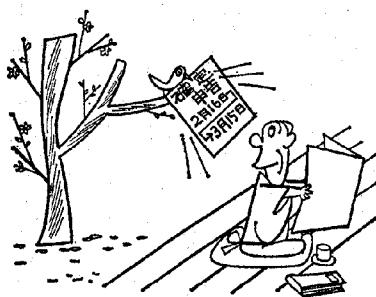
市街化区域内農の区分の変更等

A 農地、B 農地、C 農地の区分は昭和四十七年度に定められたもので、それを動かさないのが原則ですが、しかし、著しい価格の変動があった場合にも変更しないことは負担公平の観点から問題があるので、この場合に限つて変更されます。

市街化区域内農地が年の途中で市街化区域以外の農地となつた場合には、その年の一月一日に一般農地になつたものとみなしその年度分の固定資産税を減額します。

税負担の激変緩和のため経過措置 がとられます。このため、まず、昭和四十七年一月一日に所在する市街化区域内農地を、新評価による三・三 ^m 当り価額(単位評価額)を基準として、次の三グループに分けます。	B 農地 C 農地	面積 約二、〇〇〇坪 (〇・四%)	筆数 三〇筆~四〇筆程度 (〇・七%)
額が一万円未満の農地がC 農地			





2月16日～3月15日

昭和46年分

今年も所得税の確定申告の時期がましりました。四十六年分の所得につきましては、昨年四月に一、六六六億円に及ぶ減税が行なわれましたがさらずに昨今の経済情

申告は自ら進んでするもの
く確定申告は自分から進
んでするものです。
去年まで確定申告をして
いるかたには、税務署か
ら申告用紙が届けられま
すが税務署から申告用紙

署などの
調査によ
つて所得
税を納め
ることに

◎勤労学生の判定の基礎となる所得限度額が三十二万円に引き上げられました。（改正前二十八万円）

＜固定資産税額の計算＞

市街化区域内の農地の固定資産税額は、A農地は昭和47年度から、B農地は昭和48年度から、C農地は昭和51年度から負担激変緩和措置を講じながら宅地なみに課税されますが、その固定資産税の計算は、課税標準となるべき新評価額に、次の表の軽減率を乗じた額を各年度の課税標準とし、これに税率を乗じて税額を算出します。

年度 区分	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55
A 農地	—	0.2	0.6	1.0						
B 農地	—	—	0.2	0.4	0.7	1.0				
C 農地	—	—	—	—	—	0.2	0.4	0.6	0.8	1.0

ただし、新評価額を求める際に用いられた類似宅地について負担調整措置（昭和38年度当時の課税に対する評価替による税負担激変緩和措置）が適用されている場合には、新評価額に代えて、比準課税標準額を用います。

この場合の計算は

$$\textcircled{①} \text{市街化区域農地の新評価額} \times \frac{\text{類似宅地の負担調査}}{\text{整後の課税標準額}} \times \frac{\text{軽減率}}{\text{税率}} = \frac{\text{固定資産税額}}{\text{(上記)(の表)}}$$

となり、例えば、昭和51年度において単位評価額8,000円の市街化区域農地（C農地）の評価に用いた類似宅地の昭和51年度の固定資産税評価額10,000円、固定資産税計算上の課税標準額17,000円の場合の固定資産税額は、次のようになります。

$$\textcircled{①} \quad 8,000\text{円} \times \frac{\textcircled{②} 7,000\text{円}}{\textcircled{③} 10,000\text{円}} \times \textcircled{④} 0.2 \times \textcircled{⑤} \frac{1.4}{100} = 15\text{円} 68\text{銭}$$

(本来、この農地の固定資産税は①8,000円×② $\frac{1.4}{100}$ =112円となりますが上記のとおりの負担激変緩和措置がとられるわけです)

なお、固定資産税および都市計画税（前述）は、このような税負担激変緩和措置がとられていますが固定資産評価額を基準として評価する相続税、贈与税、登録免許税（不動産登記の場合に納付する税金）や不動産取得税などの評価額に対しては税負担激変緩和措置はありません。したがって昭和47年から新評価がそのままそれぞれの評価の基準として使われますからご留意ください。

なお、確定申告をしなければならないかたは次のとおりです。

。給与所得のかたで給与以外の所得が十万円を超えるかた。
。給与所得のかたで二ヶ所以上から給与を受け、年末調整された給与以外の給与の収入金額と給与以外の所得の合計額が十万円を超えるかた。

なります。この場合、無申告加算税など余分なものまで納めなければならなくなりますから、よく確定申告の必要があるかを事前に確かめておきましょう。

昭和四十六年度から都市計画税の課税客体は、市街化区域内の土地家屋とされましたが、市街化区域内の農地についてに、固定資産税と同様宅地みなに評価され、負担激変緩和措置が講ぜられる」となります。

市街化区域内の農地

公害退治のコツは、私たちのはつきりした意志表示にあります。

番測定号点	測定場所	設置した 建物等
五〇一	坂崎字竹下	農協支所前
五〇二	大草字羽根	火の見やぐら
五〇三	菱池字黒方	農協支所前
五〇四	深溝字宗廣	火の見やぐら
五〇五	野場字下栗	農協支所前
六一	上六栗字	火の見やぐら
六二	倉庫前火の 前ぐら	農協支所前

大気汚染監視の目

町内六地点に増加

本町は、他の市町村に先がけ独自で「二酸化鉛法」による大気測定を四十四年十一月より三地点について実施してきました。調査結果は軽微な汚染程度でした。

低い煙突は地元を汚染する

まだきれいな空気と言えるでしょ
う。
今回、県において二酸化鉛法による大気測定を四十七年一月より県下全域に原則として七平方キロメートルごとに一ヵ所測定点を設け、「いおう酸化物」による汚染状況を把握し、もって今後の対策の資料とすることを目的に実施されています。これは広域的な大気汚染の防止対策に一步前進と言え
るでしょう。

「騒音」は住民の敵
保持せよ静かな環境を

「騒音」は住民の環境を保持せよ静かな環境を与えています。

この騒音は、人の快適な生活環境を著しく破壊します。人体に及ぼす影響は個体差があり一様ではありませんが、なんらかの形で人の心身に悪影響を及ぼすことがあります。

第一に難聴をおこす音である。これは一般的にきわめて大きい音です。

第二に聴力以外に生理的な影響を与える音で、具体的には消化器、呼吸器、循環器、神経系統など

「ないほうがよい

どに一時的または、永久的障害を
与えます。

二
主觀的

的、ない

責

四
住方

あ
い

り本

四

騷

弦音

は

2025 RELEASE UNDER E.O. 14176

1

— 1 —

www.industryinfo.com

1

4

1

身近にある騒音

120ポン	飛行機のエンジンの近く
110ポン	自動車の警笛（前方2m）、 ジーゼルハンマー（10m離れた地点）
100ポン	電車が通るときのガード下
90ポン	大声による独唱、騒々しい工場の中
80ポン	地下鉄の車内、国電の車内
70ポン	電話のベル
60ポン	騒がしい事務所の中、普通の会話
50ポン	普通の事務所の中
40ポン	静かな公園、図書館の中
30ポン	柱時計の振子、ささやき
20ポン	木の葉のふれ合う音

規制基準と二分されます。原因者等は特にをもう一歩踏み出すべきである。隣人等の意見を聞き入れて自己主張、利潤の追求本位とならぬよう度確認してくださりたい。

発生原因

因者等は、目的、目標達成のため騒音防止の方策を確立し実施しなければなりません。

また、一般住民は騒音に限らず如何なることでもよく見、よく聞き、意志表示をはつきりと申し出ることが住みよい環境・町づくりと云えましょう。公害追放はみんなの力で、光と水そして緑を!!

▼公害の苦情相談は産業課へ

農業共済水稻滅収量

一一六八、一三九キロ

昭和46年度

支払共済金見込額

18,776,730円

本年の稻作は、八月末の台風二三号による集中豪雨と、続く九月上旬の悪天候に見舞われ、冠水・倒伏による穗芽・不稔・病虫害の発生などにより過去昭和三十四年の伊勢湾台風以来の大被害を被り、水稻共済引受額八〇三、九八ヘクタールのおむね三三%（二六二、三四ヘクタール、筆数三九四〇）が三割以上の減収となり、引受収量の一九%、二六八、二三九キロが国

および県より損害評価減収量として認定されました。

この認定共済減収量に対し、一キロ当り七〇円が支払共済金として関係農家へ二月二日付にて農協各自当座に振込による支払がなされる予定となつております。

の共済金が農業の再生産費として有効適切に活用されるとともに、これが水稻損害評価業務に当つて町内各部落評価員（部落生産組合長）ならびに町損害評価会委員など関係各位の誠意あるご努力とご協力に對して各方面から感謝されるところであります。

建物共済加入実績

一九億〇三〇〇万円

面から喜ばれ
るところであります。

として関係方
四十六年一月二十八日現在

部落名	共済加入額 万円	部落名	共済加入額 万円
長嶺	6,170	幸田	1,000
久保田	7,150	市場	9,200
坂崎	16,750	里	8,370
大草	23,900	海谷	3,350
高力	7,450	野場	22,120
鷲田	10,000	永須	5,000
東部	5,950	美栗	7,400
新田	5,750	六上	9,000
岩堀	10,650	六栗	4,300
横落	820	桐山	7,110
荻	6,830	逆川	5,880
芦谷	6,150	計	190,300

本年度建物共済加入推進運動が去る昭和四十六年十二月十五日より昭和四十七年一月十六日までの一ヶ月間を特別推進月間として町内一円に展開され、部落生産組合長さんならびに関係各位の理解あるご協力により、一九億〇三〇〇万円と昨年の一一九%を上廻る成果をあげることができました。

この共済が多く農家の皆さんに親まれて理解していただけたもの

実施しておりますので、ご相談やお尋ねなどは役場産業課へお

気軽にどうぞ。

今がチャンス！ネズミの駆除

ネズミ一斉駆除月間 2月～3月末

野ネズミ
一斉駆除実施
期日 2月20日～3月5日

耕水田の
生産調整による休耕

最近冬の気象条件（暖冬）や米冬による休耕そこで農協や部落生産組合が一体となって、来る2月二十日と三月五日の二回にわたり町内一斉

駆除が行なわれます。駆除の効果を上げるため、水田の稻わらの取入れ、畦畔、河川などの雑草焼が駆除期日以前（二月三十日）に実施されるように関係者のご協力を

増加などにより野ネズミの繁殖が激増して、農作物、畜舎などに多く被害がでており、各方面から駆除が強く望まれています。

駆除期日以前（二月三十日）に実施されるよう関係者ご協力を

【ネズミとは】私達の生活にもつとも密着した動物のうちで、ネズミほど人間に嫌われている動物は他にありません。ネズミとは一体どのような動物なのでしょうか？ネズミは人と同じ哺乳類の中で

けつ歯目に属する動物で、衛生害虫などと違つてしまわめて利巧な動物です。食物があればどこにでも出没し

て、自分の体重の約四分の一の食物を毎日食べるとい

う大食漢です。そのうえ大変な繁殖力があり、一組のネズミが一年間に約一、五〇〇匹になりますとさえ言われています。

◎ネズミの駆除は体が弱っていて、食物の少ない冬が最適です。

8匹(先になる)×♀(♀の割合)×♂(♂の割合)×8(1回の産仔)×♀(1カ月に2回分娩)=8匹(1カ月にふえる数)
8匹のねずみがいて、そのうち半分がメスで(♀)、さらにその半分の2匹が子どもを産める成獣であるとすると、1カ月後には2倍の16匹に増えことになります。

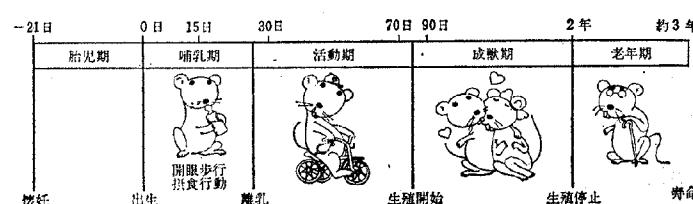
●ねずみの繁殖

食品、衣類、家具の被害防止、各

種伝染病予防のため、二月一日～三月三十一日の二ヶ月間を「ネズミ一斉駆除月間」と定め、人間の

敵であるネズミをこのきかいに駆除しましょう。

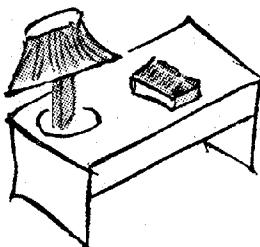
●ねずみの一生



みなさまがたに格段のご理解 従前どおり平常勤務時間に変更
と、ご協力をいただきました冬 させていただきます。
期勤務時間を、二月一日より、

お知らせ

役場の勤務時間変更の



会費(年額)

△ おとな 1人につき

360円

△ 中学以下・70才以上 1人につき

240円

お申込みは幸田町役場総務課へおいでください。

いろいろな角度から多くの情報
が流れてくる現在、飽和状態のため、じっくり考える余裕もなく、
即決的殺那的な毎日を送っていた
だけに、思わず画面にひきつけられました。

現地の人々の悩みや、それたち向の姿を克明に描きだしてお
り、ニュース解説とは違った人間
くさ、新鮮を感じました。特

ある日出勤前、時間を確かめようとしてチャンネルをまわしたところ、NHKの「話題を追って」がブラウン管からとびだしました。

いろいろな角度から多くの情報
が流れてくる現在、飽和状態のため、じっくり考える余裕もなく、
即決的殺那的な毎日を送っていた
だけに、思わず画面にひきつけられました。

現在、私は中学で社会科の授業を受けもつていますが、この「話題を追って」を授業の中に利用しています。真珠の動き、さびれる

かさの陰に、不況にあえぐ業者の生々しい苦闘を知り、くずれゆく真珠業界の姿を新たにみせつけられました。時代の流れの恐しさと、底知れぬわびしさを感じさせました。

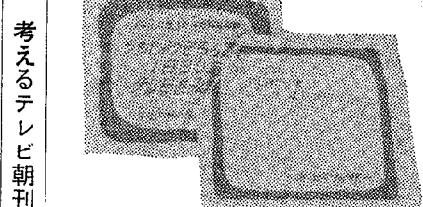
また、最近の「もつれる日米織維交渉」などをみても、その複雑さをしみじみ感じさせられました。

職員の紹介

このたび異動が次のとおりありました。

一月一日付(採用)

産業課 鈴木忠男(永野)

うちじゅうそろって
30分間テレビを見ましょう

たとえば、真珠の輸出のはなし
かさの陰に、不況にあえぐ業者の
生々しい苦闘を知り、くずれゆく
真珠業界の姿を新たにみせつけら
れました。時代の流れの恐しさ
と、底知れぬわびしさを感じさせ
ました。

出勤前のひととき、社会の動き
を一つ一つとらえて整理し、考
える問題を提供してくれるこの番組
に今後も大いに期待したいもので
す。

西三河二市五町
交通災害共済へ
加入しましょう
昭和四十七年度はぜひ

一日一円で一万に備えて

災害はいつくるか
わかりません



気をつけてくださいな

会費(年額)

△ おとな 1人につき

360円

△ 中学以下・70才以上 1人につき

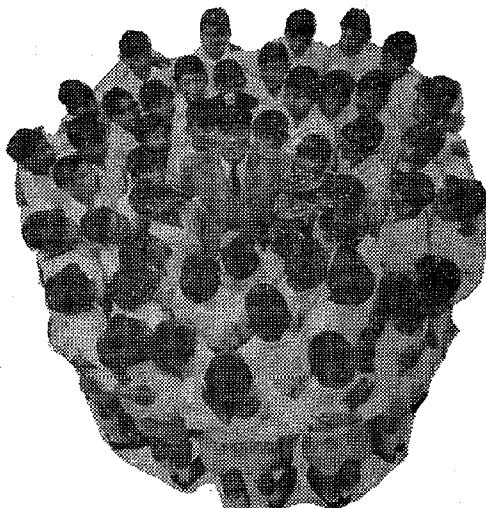
240円

お申込みは幸田町役場総務課へおいでください。

2月母子健康センター行事

月日	曜日	行 事	時 間	該 当 者
2. 2	水	3ヶ月児検診	A M10.00~ 11.30受付	S 46.10.6~4 6.11.2出生者
9	水	妊婦検診	A 10.00~ 11.30受付 P 1.30~ 3.00受付	妊 婦
16	水	6ヶ月児検診	A 10.00~ 11.30受付	S 46.7.20~4 6.8.16出生者
		一般乳幼児検診	P 1.30~ 3.00受付	一般乳幼児
17	木	離乳食実施講習	P 1.30~ 3.00受付	
22	火	1才児検診	A M10.00~ 11.30	S 46.1.2月出生者
		3才児検診	P M1.30~ 3.00	S 44.1.2月出生者
25	金	成人病検診	A M10.00~ 11.30受付	
3.1	水	3ヶ月児検診	A M10.00~ 11.30	S 46.11.3~4 6.12.1出生者

※詳細については役場保険衛生課または母子健康センターへ。



海、空士の募集が行なわれています。
十八才以上、二十五才未満で中学校卒業程度の学力を有するかたで、ご希望のおかたは休日の他はお気軽に役場総務課までおいでください。

2月当直医

- TEL
2月6日 神谷医院 2-0212
11日 浅井医院 2-0010
13日 鈴木更生医院 2-0020
20日 上田医院 2-0052
27日 岡田病院 2-1421
3月5日 カモダ幸田診療所 2-2032

おめでとうございます。
戸籍移動
(届順)
酒井 田代 佐藤 春子 岩瀬 長谷 小野 桑了 美紀
佳子 由希 幹恵 美鶴 裕樹 直浩 倫信 成典 吉久
董七 敏武 嘉三 秀喜 修好 一勇 宏鉢 一一 父
雄哉 市節 郎男 治明 一明 治一
岩堀 坂崎 大草 坂崎 野場 逆川 岩堀 六栗 大草 六栗 里桐 岩堀 区
堀 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎 崎
死亡者 年命 おこやみ申しあげます。
石川 鈴木 長谷 田境 内田 長谷 小松 稲吉 柴田 星野 小川記 永井 山本 杉浦
久美子 安洋志 泰子 陽子 哲子 知里 潤健 享仁 恵子 貴光 恵子
3才 3.00 出生者
25 金 成人病検診 A M10.00~
11.30受付 S 46.11.3~4
6.12.1出生者
3.1 水 3ヶ月児検診 A M10.00~
11.30 S 46.11.3~4
6.12.1出生者

自衛官募集

昭和四十六年度第四次二等陸、

柴田 鈴木 志賀 高橋 石川 長谷
宇野 木橋 佐野 由良 吉谷
キエ ユキエ ふさよし 武藏 蔵聰

43 89 78 80 80 52 72 75 0
才 才 才 才 才 才 才 才 才
銀正 幸利 一厚 常末 民則
秋雄 咲夫 厚治 常治 民則

坂野 久保 岩堀 須美 六栗 市場 桐山

百日咳、ジフテリア、破傷風混合、
種痘、小児マヒ生ワクチンの予防接種を次により実施いたしますので該當者は必ず受けてください。

※当日は必ず検温し、間診票をご持参下さい。

昭和47年春期
予防接種計画

月日	曜日	種 別	回数	時 間	会 場	担当医	該当者地域
21	月	百日咳、ジフテリア、破傷風	2	P M2.00~ 3.00	母子健康センター	岡田	坂崎、幸田、深溝学区
2	水	"	2	"	"	飯田	豊坂、荻谷学区
29	火	種痘		"	"	神谷	46.1.2月出生者
2	木	"		"	"	浅井	46.3.4月出生者
7	火	種痘検査		1.30~2.30	"	上田	2月29日接種した者
3	木	"		2.00~3.00	"	鈴木	3月2日接種した者
22	水	百日咳、ジフテリア、破傷風	3	"	"	岡田	坂崎、幸田、深溝学区
23	木	"	3	"	"	飯田	豊坂、荻谷学区
4	火	小児マヒ生ワクチン	1	"	"	神谷	坂崎、豊坂学区
5	水	"	1	"	"	浅井	荻谷、深溝学区
6	木	"	1	1.30~2.30	"	上田	幸田学区
10	月	"	1	2.00~3.00	"	鈴木	4日~6日に投与できなかった者

■対象者 1.百日咳、ジフテリア、破傷風 初回法 (1) S 46.6.1~46.8.31出生者 (2) S 46.5.31以前の出生者で、初回法の落んでいない者。2.種痘 (1) S 46.1.1~46.4.30出生者 (2) S 45.5.5~45.12.31出生者で接種もれの者 3.小児マヒ生ワクチン (1) S 46.1.1~46.12.31出生者 (2) S 45.12.31出生者で投与もれの者